

有職故実と国語学—国学から国語学への展開をめぐって—¹

YŪSOKU KOJITSU AND JAPANESE LINGUISTICS – FROM THE NATIVISM TO THE LINGUISTICS

山東 功²

Abstract: *Yūsoku kojitsu* is a classical knowledge whose purpose was to study the etiquette of the imperial court and the aristocratic and military nobility of Japan. The translation by the term «etiquette» is not adequate because the broad and deep knowledge covered by the expression *Yūsoku kojitsu* does not fit in that word. Indeed, the *Yūsoku kojitsu* is studies on the positions and functions of the imperial administrative structure and the nobility titles; the architecture of palaces and other buildings; the dress of the nobles according to the positions occupied; the armaments that nobles of different degrees should or could carry; the commemorative activities of the year and the celebrations, etc. This article relates this ancient study, which emerged in the Heian period and which became an institutionalized knowledge in the second half of the 18th century with the Nativism, with studies on Japanese language, literature and history that would be constituted at the end of 19th century. The term Nativism refers to the *Kokugaku* (in literal translation: National Studies) which was an intellectual movement to search for authentic Japanese through studies of genuinely Japanese works, among which the literary texts of the Nara and Heian periods. We try to demonstrate what Japanese Linguistics called *Kokugogaku* inherited and discarded from *Yūsoku kojitsu* in the process of its formation as a science during the Modernization.

Keywords: ancient noble usages and practices; Japanese Linguistics; Nativism

1. 有職故実と国学

国学の大成者の一人である本居宣長は、1798（寛政10）年刊行の『うひ山ぶみ』において、学問を修めるにあたっての留意点を述べるとともに、学びの対象について次の4点を挙げている。

1 Article received 21 October 2018 and accepted 21 November 2018.

2 Doutor; Professor titular da Osaka Prefecture University, Osaka, Japão, i-santo@21c.osakafu-u.ac.jp (ORCID iD <https://orcid.org/0000-0002-0255-7772>).

まづ神代紀をむねとたて、道をもはらと学ぶ有、これを神学といひ、其人を神道者といふ、

官職儀式律令などを、むねとして学ぶあり、又もろもろの故実、装束調度などの事を、むねと学ぶあり、これらを有職の学といふ、

上は六国史其外の古書をはじめ、後世の書共まで、いづれのすぢによるともなくて、まなぶもあり、此すぢの中にも、猶分ていはば、しなじな有べし、

又、歌の学び有りり、それにも、歌をのみよむと、ふるき歌集物語書などを解きキ明らむるとの二やうあり、

(大野編 (1968) p.3より整理)

宣長自身も「そもそもむかしより、たゞ学問とのみいへば、漢学のことなる故に」と述べるように、近世に至るまで日本における学問の中心は漢学(儒学)であり、それとの区別のために「国学」や「和学」といった語が用いられていた。しかし、学問(「物まなび」)とは「道」を学ぶことであり、「皇国の学」こそが「学問」である以上、わざわざ「国」学というように、学びの対象を先に明示する必要はないと、宣長は主張する。これを受けて、先に見た4点の学びの対象を示しているのであるが、興味深いのはその具体的な内容である。「上は六国史其外の古書をはじめ、後世の書共まで、いづれのすぢによるともなくて、まなぶ」を仮に「史学」としておくと、宣長のいう学びは「神学、有職の学、史学、歌の学び」ということになるが、神道の領域である「神学」を除けば、残りについては明治以降に展開された「国語・国文・国史」の研究対象と、多くの点で一致する。「神学」に関しても、神道思想の研究という意味で広く捉えるとすれば、「国語・国文・国史」の一環と見なすこともできるだろう。その意味で、宣長の示した学びのあり方は、明治以降における学知の形成と密接なつながりをもっているとも考えられるのである。実際、東京帝国大学国文学講座の教授であった芳賀矢一は、「国学とは何ぞや」(1904)において、以下のように述べている。

国学は日本といふことを基礎としてやらなければならぬものである。国学とは国語国文に基礎を置いて、すべての学科を研究して行くべきものである。国学は西洋の文献学と均しいものである。またこれからの国学者は、古人の研究を基礎として、尚新しい方法によつて研究して行かなければならない。

(芳賀檀編 (1937) p.71)

また、国語学者の山田孝雄も「国学とは何ぞや」(1934)において、「国学はその研究の基礎を国語と古典とにおいて、国史を通じて古代より今

日までの文化を通じて見、以て、わが国家の特性本質を明かにし、わが国民精神をさとり、更に古今を通じて存する一貫の道を明かにするを目的とする。」(山田(1942)所収)と述べているが、山田の場合は「国史」についても明確に言及している。

ところが、宣長の示した学びの中でも「有職の学」については、明治以降の学問分野で直接的な継承先が見当たらない。宣長は具体的に「官職儀式律令などを、むねとして学ぶ」、「もろもろの故実、装束調度などの事を、むねと学ぶ」の2点を挙げているが、これをもう少し詳しく見ていくと、前者については次のような学問であるとされる。

官職のことは、職員令をもととして、つぎつぎに明らむべし、世の学者、おほく職原抄を主とする事なれども、かの書は、後世のさまを、むねとしるされたる如くなるが、朝廷のもろもろの御さだめも、御世々々を経るまゝに、おのづから古へとは変り来ぬる事ども多ければ、まづその源より明らむべき也、

(大野編(1968) p.8)

次いで、後者の方は以下のような内容となっている。

さて装束調度などのことは、世にこれをまなぶ輩は、おほくは中古以来の事をのみ穿鑿して、古へさかのぼりて考える人は、すくなし、これも後世の書ども、いとあまたあれども、まづ古書より考ふべし、此古書は、まづ延喜式など也、さては西宮記北山抄、此二書は、装束調度などの学のみにはかぎらず、律令官職儀式、其外の事、いづれにもわたりて、おほよそ朝廷のもろもろの事をしるされたり、かならずよくよむべき書なり、(大野編(1968) p.8)

近世において『職原抄』などの有職故実書が重視されていたことは、多くの注釈書が著されていることから明らかであるが、中世に著された有職故実書とともに、「まず古書より考ふべし」というように、それ以前へと遡っていくことの必要性を宣長は強調している。先例を重視する有職故実であっても、その先例自体に時代の変化が含まれている以上、やはり原点に返らなければならない、ということである。実際、有職故実は近世以降、大きく「公家有職」と「武家有職」とに分かれていくように、それぞれの時代に応じた型として機能し、ある意味において極めて実用的なものであった。それゆえに、有職故実のみにより「古へ」の世界を知るということは、おのずと限界がある以上、他の学びの重要性が浮き上がってくるのである。

ところで、近世の有職故実については、寛永年間のもの(「寛永有職」と)と、元禄以降のものに分けられるが、寛永有職については「儀式作法はやや

復旧したけれど、錯誤失考が多かった。」（河鱒（1960）p.20）と指摘されるように、旧習の復元段階にあったとあってよい。これが元禄以降になると、壺井義知、多田義俊、野宮定基、新井白石、賀茂真淵、田安宗武、荷田在満、松平定信、伊勢貞丈、塙保己一といった名が知られるように、多くの有職故実学者が現れる。（1）ただし、新井白石、田安宗武、松平定信を例に出すまでもなく、こうした有職故実学者は国学の範疇を大きく超え、政治の世界とも密接に結びつきつつ、儀式全般に通じ得た教養人としての側面を有している。それゆえに、有職故実に関する著述などから国学者として規定を行うことは、やや一面的であるとも言えよう。（2）

それでも、近世において有職故実の一つの学問として、重要な位置を占めていたことは間違いない。そして、そこには儀典の挙行という極めて実用的な側面を有していたが、これが、明治以降になると、学問としての体系性が失われ、いわば補助学として完全に後景化する。このことは、近代以降に成立した「国語・国文・国史」の学、とりわけ日本語について学問である「国語学」とどのような関係にあると考えられるだろうか。

本稿は、これまであまり注目がなされてこなかったように思われる、国語学の成立と有職故実との関係について、特に国学から国語学への流れとともに、有職故実研究が国語学的にどのような意味を持つのかという点をふまえて、考察を試みるものである。

2. 有職故実と古記録研究

そもそも、「有職故実」と呼ばれる学問の内実は、「先例に立脚する伝統的信念の発露」（鈴木（1985）p.120）にあり、重要なことは時宜相応の例示であった。その意味で、文物や記録、伝承そのものの可否を問うことよりも、実際に伝えられた具体物の方が重視される。このことは、近代において有職故実を学問として研究する際にも受け継がれており、結果として、厳密な資料批判の上に展開される史学的研究や、解釈の多様性を認める文学研究などとは、少し異なった立場にある。河鱒（1960）には、有職故実学の研究資料として以下の5点が挙げられているが、これらは、資料の扱い方が極めて特徴的である。

(一)記録（特に日記・秘記）、文書

(二)遺物（衣服とか裂地のごときもの）、遺構（例えば建築物のごときもの）、遺跡

(三)遺風（現行の神社等の行事、衣紋「着装法」）

(四)標本（実物を象ったものである。例えば絵巻物、肖像画、古神像、その他の肖像彫刻）

(五)伝説及び口伝（口伝とは有職家、例えば山科家とかいうごとき家に

伝わる、衣紋法あるいは行事上の奥伝のごときものである)

(河鱒 (1960) p.16)

中でも(五)に至っては、歌学秘伝に似た様相を示しており、まさに近代以前の学芸のあり方を象徴しているとも言える。実際、有職故実の実用的側面とともに、国学において極めて重要な意味をもっていた。それは、文献の読解に資するというだけではなく、古典世界に関する追体験機能として、また、古典理解における権威的機能を有していたからである。前者においては、遺物や遺風が往時を偲ぶ縁となり、文物の復元や行事の再現を可能にする効果をもたらした。例えば、寛政(1790)年度復古の清涼殿造営などは、裏松古禅(光世)の有職故実研究が大きく関与している。(3) 後者については、有職故実への理解があればこそ読解が可能な文献が存在する以上、それらの知識の有無は、当然のことながら、正当性の根拠へとつながっていく。極端な場合、知識の有無そのものが問われるということになる。

ところで、学のあり方としての「有職故実」を別において、有職故実学の知見については、現在も極めて有益であることが多い。有職故実は「先例の記録」に立脚している以上、その「記録」そのものが重要な意味をもつからである。具体的には平安朝貴族が残した日記類がこれに相当するが、以下のように、資料研究の分野ではこれを「古記録」として扱っている。この古記録が、その当時の言語を知る上で、いわば語学研究としての一次資料となることは言うまでもない。

古記録とは、個人がその経験した事項を後日の記憶に備へんがために、若しくは子孫の参考に資せんがために、文字を以て書き留めたものをいふのである。而してこれを月日に係け、その事実を経験した日若しくはこれと程遠からざる日に於いて、逐次書き連ねたものが古日記である。

(斎木一馬(1947)「日本古記録学の提唱 附日記研究の主要論文目録」(斎木(1990)所収))

また、日本語研究においては、「古記録」に用いられた文体を、以下のように「記録体」として位置付けることもある。

〈記録体〉は、同じく変体漢文の下位概念とするが、日本史学における「記録」の概念規定に準拠して、変体漢文のうち、特に朝廷・幕府などで作成された公式の日記、それらと関係の深い貴族・武士・僧侶などが個人で記した私的な日次記、またそれらの記事のうち、恒例・臨時の儀式、年中行事などのそれを分類編纂した部類記、更にそれら

を基に朝廷の制度・典礼などを述べた有職故実書、その他これに準ずる文献に用いられた文章様式を指す称とする。(峰岸(1986a) p.47)

記録体は日本語史的に見ても興味深い点が多く、それ以前には見られない語法を多く含んでいる。このことに関しては、すでに本居宣長が、『玉勝間』(1799(寛政11)年)の中で「たふとみて令(シメ)といふ詞」(巻九)として、次のような言及を行っている。

古語に、人の事をたふとみて、行をゆかす、立ツをたゝなどいへるを、中昔には、ゆかせ給ふ、たゝせ給ふなどいひ、記録ぶみなどには、令メレ行カ給フ、令メレ立給フなど書り、此たぐひの令といふことばは、いとふるくは見えざることなるに、万葉十四の、上野ノ国の歌に、安思布麻之牟奈とあるは、いとめづらし、かの集のころの歌、他はみな、あしふますなどいへる例也、(大野編(1968) p.272、下線は引用者)

確かに、峰岸(1986a)において「助動詞では、尊敬のそれに「令...給(シメたまふ)」がある。○御前御心地頗令落居給、(水左記、承保四年八月十五日)」(p.91)と指摘されているように、宣長が「記録ぶみ」と呼ぶ古記録(古日記)には、万葉集には見られない語法が含まれている。その意味で古記録は、有職故実研究の資料としてのみならず、日本語の歴史的研究においても重要な役割を果たすものであると言える。ここに、宣長の先見性を見出すことも可能であろう。

しかしながら、これまで記録体資料への注目が十分であったかという点、そうとは断言できない。記録体資料の研究史については、峰岸(1986a)において以下のように指摘されている。

明治時代に入って、榊原芳野『文藝類纂』(明治十一年一月刊)巻四・文志下でその文体が注目され、武藤元信「記録文の特色」(『東洋学芸雑誌』三三八、明治四十二年十一月)でその特色が記述されるなどのこともあったが、以後、等閑視せられていたかの如くであった。これらの資料を利用した研究は、殆ど進展を見ることがなかった。その本格的な研究は、漢文訓読語の研究との関連で、築島裕博士「変体漢文研究の構想」(『東大(ママ)人文科学科紀要』一三、昭和三十三年八月)が発表されて以降開始されたものと言うことができよう。(峰岸(1986a) p.4~p.5)

明治以降、宣長の言う「ふるき歌集物語書」などと異なり、「記録ぶみ」(記録体資料)については、扱われ方が粗略となった感が否めない。これは、「神学、有職の学、史学、歌の学び」という学びのあり方では起

こり得なかつた事態であるとも言える。確かに、資料性の判断として歌集や物語といった文学作品が優先されることは致し方ないとしても、そのことと古記録を等閑視することとは別の問題である。むしろ、近代以降において、国語・国文・国史の学を形成するに当たり、ある種の価値判断に基づいた資料の選択が図られた結果と見ることができよう。つまり、有職故実に関わる資料については、後景に退いたのである。しかし、このことは、明治維新とともに突然巻き起こった訳ではなく、維新直後では少し事情が異なる。この点をふまえ、明治以降の有職故実について、次に見ていくことにしたい。

3. 国語学・国文学・国史学の成立と有職故実

維新直後における学問の編制は、奈良時代の大学寮を範にするといったように、極めて復古的なものであった。1868（明治元）年に示された、学校掛による「学舎制案」には、大学では次のような学問を教授するとされていた。

本教学 神典、皇籍、雑史西土ノ謂ユル玄学及子史ノ類ヲモ兼習フヘシ、地志西土、経伝此ヲ別局トスヘシ

経世学 礼儀、律令、兵制此ヲ一字ニシテ兵法弓馬劍槍ヲモ教練セシムヘシ、貨殖

辞章学 歌詞天爾波並ニ音韻ヲ兼学フ、詩文、書法、図書

方伎芸術学或ハ利用学トモ可称カ 天文、医術、卜筮、音楽、律曆、算数

外蕃学 漢土、魯国、英国、仏国、阿蘭、天竺、三韓琉球ヲ兼

（教育史編纂会編（1938）p.89～p.92より整理）

ここでいう「本教学・経世学・辞章学」の3学は国学の対象とする内容とはほぼ一致するが、時代状況とあまりにも乖離した案であることから、審議も継続されなくなった。その後、文部省の設置と洋学者の台頭とが重なり合う中で、教育制度の整備とともに西洋近代学知の移入が図られ、国学は「国語・国文・国史」の学としての様相を帯びるようになる。1878（明治11）年設置の東京大学文学部和漢文学科（1886（明治19）年まで）には、横山由清、黒川真頼、木村正辞、大沢清臣、飯田武郷、小中村清矩、本居豊穎といった学者が「和・漢」文学を講じており、復古主義的思潮の高まりを受けて、1882（明治15）年に設置された文学部附属古典講習科では、小中村清矩、木村正辞、本居豊穎、小杉楡邨、松岡明義、久米幹文、物集高見、佐々木弘綱、大和田建樹らが着任していた（古典講習科の設置は1888（明治21）年まで）。これらの学者の多くは、明治期における国学者と位置付けることができよう。一方、1886（明治19）年設置の帝国大学文科大学和文学科の教員は、小中村清矩（～1891（明治24）年、以

後講師)、物集高見、B.H.Chamberlain (～1890 (明治23) 年)、久米幹文 (～1888)、木村正辞 (1891 (明治24) 年～1893)、高津鋏三郎 (1891 (明治24) 年～) となり、講座制に移行した1893 (明治26) 年以降は、国語学国文学国史第一講座に栗田寛、国語学国文学国史第二講座に星野恒、本居豊穎 (1895 (明治28) 年)、飯田武郷 (1896 (明治29) 年～)、国語学国文学国史第三講座に、黒川真頼 (～1899 (明治32) 年)、上田万年 (1899 (明治32) 年～)、小杉楹邨 (1894 (明治27) 年～)、黒川真道 (1894 (明治27) 年～)、国語学国文学国史第四講座に物集高見 (～1899 (明治32) 年)、高津鋏三郎、芳賀矢一 (1894 (明治27) 年～) が、それぞれ着任している。1897 (明治30) 年に、帝国大学は「東京帝国大学」に改称されるが、文科大学国文学科の教員は、上田万年 (第一講座教授 (1905 (明治38) 年～1927 (昭和2) 年)、保科孝一〔第一講座助教授兼担〕 (1902 (明治35) 年～1929 (昭和4) 年)、新村出〔第一講座助教授〕 (1904 (明治37) 年～1907 (明治40) 年)、橋本進吉〔第一講座助手・助教授・教授〕 (1909 (明治40) 年～1943 (昭和18) 年)、芳賀矢一〔第二講座教授〕 (1902 (明治35) 年～1922 (大正11) 年)、藤岡作太郎〔第二講座助教授〕 1900 (明治33) ～1910 (明治43) 年)、藤村作〔第二講座助教授〕 (1910 (明治43) 年～、後に第三講座担当) となっている。ここにおいて国学者の寡占状態は完全に消失し、近代高等教育制度の下で学んだ者が中心となり、中には海外留学の経験者 (上田、芳賀、新村、保科) も含まれるようになる。これらの異動を見ると、1890年代後半頃 (明治30年代) に、国学から国語・国文・国史の学への移行が進んだことがうかがえる。

一方、明確な西洋近代学知移入に対する抵抗として、1882 (明治15) 年に、神職の育成と国学の教授を目的とする「皇典講究所」がされるが、ここに属する教員は以下の通りであった。

文学部	矢野玄道 (部長)	修身科	久保季茲 (正科教授)、木野戸勝隆 (正科助教)、秋月胤永 (副科教授)
		歴史科	井上頼圀 (正科教授)、矢野万太郎 (正科助教)、秋月胤永 (副科教授)
		法令科	小中村清矩 (教授)
		文章科	権田直助 (正科教授)、林甕臣 (正科助教)、橋本寧 (副科教授)
作業部	橋本実梁 (部長)	礼式科	山田有年 (教授)、松岡明義 (教授)、平山省齋 (教授)、徳岡久遠 (助教)
		音楽科	東儀俊慰 (教師)、山井景順 (教師)、豊喜秋 (教師)
		体操科	大河内信古 (教師)、青戸波江 (教師)

(国学院大学編 (1982) p.29～p.30)

1890（明治23）年には「国学院」が設立され、市村瓊次郎、西村茂樹、飯田武郷、萩野由之、川田剛、阪正臣、高津楯三郎、畠山健、内藤耻叟、井上頼国、小中村義象、落合直文、有賀長雄、大瀬甚太郎、佐藤寛、久米幹文、木村正辞、黒川真頼、三上参次、島田重礼、小中村清矩、本居豊穎、物集高見らが教員として着任している。

以上の流れについて、「近代における国学」という観点に立てば、国学と国語・国文・国史の学との差異は、阿部（1984）が指摘するように、以下のようなものとなる。

近代の国学の流れは大別して二つある。一つは科学の府として新設された東京大学の文学部に和文学科として組み込まれた国学で、これは明治三十四（ママ）年国史学科・国文学科と分立するまでの間に、国学が包括していた政治・理財・法制史などを他に譲って、古道の学・有職の学を捨てた国学が国文学・国史学の学科を形成していた。科学としての組織することを考えたのである。（中略）もう一つの流れは、大学外にあった国学者で民間人・神職・修史局員・官吏などさまざまだが、これらの人人に大学の教官も加わって、明治十五年財団法人（ママ）皇典講究所を設立して、ここを国学本来の形のままに維持・展開させる場とし、年年学生を募った。（阿部（1984））

バジル・ホール・チェンバレンによる博言学（言語学）、ルードビッヒ・ルースによる実証史学といった、西洋近代学知の移入、さらには西欧帰朝後の上田万年や芳賀矢一がもたらした文献学的研究方法論は、国学における言語・文学・史学の側面を「国語学・国文学・国史学」へと転換させることにもなったが、そこで残されたものは、まさに「古道の学（神学）」と「有職故実」であった。ただし、古道については、神職養成という実用的側面もあることから、皇典講究所から国学院への流れの中で継承されていったと言える。その意味で、「学」としての体系から完全に取り残されたものが、有職故実であった点は、極めて重要な意味をもつ。それは、有職故実を支えるものの喪失である。

そもそも、国語・国文・国史の学としての展開とは、それらが今日まで連綿と継承されていくものという認識によって支えられている。その意味で、宗教的な分野である古道についても、信仰の継承という点では同一である。しかしながら、衣食住を中心とした生活様式のように、西洋近代化の流れを最も強く受け、明治以降に劇的な変化がもたらされた分野においては、継承の観点知識以上の意味をもたなくなる。それが現実の中で生きてこないからである。それゆえに、有職故実は国語・国文・国史の学における補助学的な立場として、それらの学に有益な知識を提供する学として進まざるを得なくなった。この点については、鈴木（1985）において以下のようにまとめられている。

明治以後の有職故実とは、基本とする文献・遺品・絵画に面目を一新して、研究躍進の徴候を示したが、行事の西欧化とともに風俗史の一部門とするか、有職故実を細分して、制度史・典礼史・服飾史・工芸史などの範疇に入れて、本来の有職故実とは、特殊の宮中の儀礼や神社の祭典にわずかに面影をとどめるにすぎなくなった。（鈴木（1985））

このことは、体系性をもった近代学知としての成立という学問上の側面と、有職故実を修めておくことの意義という実用的側面との二面において、有職故実の展開が難しくなったことを意味する。確かに、「明治の初めにおいては欧米の新学問の流入した結果、斯学は衰微したが、やがて近藤芳樹（「冠服考」）、小中村清矩（中略〈22名〉）の諸氏の出づるに及び、再び盛観を呈するに至った。」（河鱒（1960）p.22～p.23）と指摘されるように、小中村清矩といった学者の活躍を見ることはできるが、藤田（2007）の言うように「近代国学」という視点を設けない限り、小中村らの学者の位置付けは大変困難である。有職故実の存立根拠は、近代以降において極めて希薄となったことには変わりないのである。

4. 国語学と有職故実—おわりにかえて—

有職故実研究が、独立した学としてのあり方を示さなくなってからは、その研究意義についての力点も変化するようになった。すなわち、補助学としての独立性の主張である。この点について河鱒（1960）は次のように述べている。

近來は官職位階を除いては多くの学問の分野に属するものとなった。例えば、殿舎は建築史に、調度や武具や車輿等は歴史考古学に、服飾は服飾史に、饗饌は食物史に、年中行事や典礼や娯楽は民俗学に、書札礼節は古文書学に属することとなったが、これらの範囲のみをまとめて研究する一学も、日本史の研究や特に日本古典文学の研究に必要なから、独立した学としてこれらの諸学研究の補助学科たる有職故実学の存在の理由もなしとしない。いなむしろ大いに考究すべき価値を認める。（河鱒（1960）p.15）

さらに河鱒（1960）では、補助学としてのみならず、次のように有職故実を日本文化史研究とみなすことによって、ある学問領域の一側面として捉えることも可能であるとしている。

有職故実学はある意味において日本文化史学の一分子と認められるから、その研究の方法は日本文化史研究の方法と同じであるが、その研究

資料には有形と無形との二面があるから、行事の研究及び実物の研究と文献の研究とを共に重んぜねばならぬ。(河鱒(1960) p.15)

確かに、有職故実が学として独立するにあたっては、先述のように実用性の側面を看過することができない以上、たとえ日本文化史研究であったとしても、体系性に欠いた知識伝承の具と化す危険性も存在する。この点については、例えば西洋における紋章学(heraldry)や旗章学(vexillology)等とも共通するところもあるが、今日においても伝統的な貴族制度を順守するイギリスにおいて紋章学が盛んな点を考えれば、実用性という点はやはり大きな意味をもっている。

それでは、有職故実と国語・国文・国史の学との乖離に全く問題はなかったと言えるだろうか。この点については、有職故実の資料である古記録に対する関心を取り上げてみれば明らかになる。例えば、日本史学者の齋木一馬は古記録の用語に関する国語学的考察の不備を、以下のように難じている。

史学研究者の時に逢会する困難の一つは、古記録・古文書等に於ける特殊にして且つ難解なる用語(詳しくは用字用語及び語法)である。これが正解を得ずしては、史実の正確なる把握は期し難い。然るに今日の国語辞書(字書も含めて)は、その最も権威ありとされるものに在つても、語辞を主として古典乃至は文学上の成書類に求め、古記録・古文書等の直接史料からは殆どこれを採集してゐないと云ふも過言でなく、従つてこれらの辞書に頼つては、記録文書の用語中には解読の不可能なるものが少なくない。(中略)又国語学者の語彙研究にしても、(中略)若し少しく記録文書中の用例にも接せられたならば、所説の遙かに正確且つ該切なるを得たものをと惜まれるのである。(齋木(1954))

そもそも、古記録の用語に対する注目は戦前にも存在しており、松本(1932)では以下のように「如泥」の用例について言及している。

日記は国史・国文を問はず、種々の方面より研究せらるべき性質を有してゐる。如泥の語は平安朝国文にはまれに見る語であつて、国文学上の難解の語である。今これを日記によれば、随所に散見され、平安朝時代には、普通に用ゐられてゐた言葉である。(松本(1932))

日本語研究史的に見て、こうした言及があまり顧みられなかったことは、先に見た峰岸(1986a)の指摘とおりが、その背景には、国語・国文・国史の学における有職故実との疎遠な関係という、明治以降の学術形成と無関係ではなかったと見るべきであろう。(4)

有職故実が明治以降の国語・国文・国史の学から放逐に似た扱いをされたことは、近代的な学問の成立においては必然的であったのかもしれない。しかしながら、有職故実として扱われた内容についての知識と関心が近代の学知において、不要であるということにはならない。有職故実の実用的側面が発揮できる場合は、すでに限られた領域にしか存在しないが、古記録をはじめとする有職故実の資料や、有職故実として継承された内容については、文化史的な側面のみならず、日本語史（国語史）資料として今後も大いに注目すべきものがあるだろう。ひいては、有職故実の思想とでも言うべきものを、そうした文物や言語から汲み取っていくことも可能かと思われる。本稿は、いわば今日における有職故実の可能性について、その一端を示したものであった。

注

- (1) ただし、有職故実に対して極めて深い関心を寄せた国学者が多いことは間違いない。例えば多田義俊などは、古田・築島（1972）でも指摘されているように、『伊呂波声母伝』において国学言語論において注目すべき「音義説」を展開していることでも知られている。具体的には「い 詞ノ上ニイトアルトキハ総テ息ニカハル訓ナリ、ろ ラリルレロコノ五音ハ詞ノ助ニシテ母トスルコトナシ、は コレハスヘテ初ニナル声ニテ、詞ノ上ニ、ハトサヘヲケバ、イツニテモ物ノ始ニナル心ヲ以テ訓シ分ヘシ」（米沢市立米沢図書館蔵本）といった言及が見られる。国学者の学問については、一側面のみを取り上げるのではなく、総体としての把握が望まれるが、例えば、有職故実説と音義説との間には、秘伝がどのように関係しているかなど、今後検討すべき課題は多い。
- (2) この点については、宣長の示した学びの定義と、有職故実に関する他の国学者の学問観との相違を見ておく必要がある。なお、本稿では「武家有職」について、国学との関係から特に言及していないが、近世における武家有職の位置については、検討すべき点も多い。さらに、有職故実の実践でもある「衣紋道（高倉流、山科流）」と国学者との関係（交流や影響など）についても、今後の課題である。
- (3) 清涼殿の近世復古については、島田（1987）を参照。
- (4) 古記録資料の国語学的研究については、総体として他の日本語史資料に比して少ないものの、峰岸（1986a）、小山（1996）、堀畑（2007）等、重要な研究も多く存在する。

参考文献

- 阿部秋生（1984）「国学」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第五巻』吉川弘文館
- 石村貞吉（1956）『有職故実研究』学術文献普及会（嵐義人校訂（1987）『有職故実 上・下』講談社学術文庫）
- 井筒雅風他編（1976）『江馬務著作集 第十巻 有職故実』中央公論社
- 大野晋編（1968）『本居宣長全集 第一巻』筑摩書房
- 小山登久（1996）『平安時代公家日記の国語学的研究』おうふう
- 河緒実英（1960）『有職故実—日本文学の背景—』塙選書

- 教育史編纂会編（1938）『明治以降教育制度発達史 第一巻』龍吟社
- 国学院大学編（1982）『國學院大學百年小史』國學院大學
- 齋木一馬（1954）「国語史料としての古記録の研究—記録語の例解—」『國學院雜誌』55-2
- 齋木一馬（1989）『齋木一馬著作集1 古記録の研究上』吉川弘文館
- 島田武彦（1987）『近世復古清涼殿の研究』思文閣出版
- 鈴木敬三（1985）「有職故実」日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典 第六巻』岩波書店
- 築島 裕（1957）「変体漢文研究の構想」『東京大学教養学部人文科学科紀要』13（国文学・漢文学4、築島（1963）所収）
- 築島 裕（1963）『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会
- 築島 裕（1970）「尊敬を表す「シメタマフ」の成立について」『帯広大谷短期大学紀要』8
- 林森太郎（1906）『有職故実』文会堂書店
- 藤田大誠（2007）『近代国学の研究』弘文堂
- 古田東朔・築島裕（1972）『国語学史』東京大学出版会
- 堀畑正臣（2007）『古記録資料の国語学的研究』清文堂
- 松本愛重（1932）「記録に見えたる如泥の語に就いて」『國學院雜誌』38・3
- 峰岸 明（1986a）『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会
- 峰岸 明（1986b）『国語学叢書11 変体漢文』東京堂出版
- 和田英松（1902）『官職要解』明治書院

付記

本稿は、龍谷大学仏教文化研究所2016年度第19回研究談話会（龍谷大学大宮キャンパス）において発表した原稿をもとに、2017年度サンパウロ大学日本語・日本文学・日本文化大学院での日本思想史講義の内容を加えて、再構成したものである。研究発表においては藤田保幸龍谷大学教授に、また、講義にあたっては森幸一サンパウロ大学教授、エリザ田代サンパウロ大学准教授に大変お世話になった。ここに深く感謝申し上げます。